

募金のご案内

本財団は、税法上の特典が受けられる「特定公益増進法人」に認められております。

個人によるご寄附

寄附金控除（所得控除）：次の試算で計算した金額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。

【寄附金控除の計算方法】

寄附金額 所得金額の40% 上記、いずれかの少ない金額	-	2千円
		=
		寄附金控除額

法人によるご寄附

一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

【損金算入限度額算式】

$\frac{\text{資本等の金額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 2.5/1000 + \text{所得金額} \times 5/100}{2}$	=	損金算入限度額
---	---	---------

* 資本等の金額とは、資金の金額と資本積立金額の合計額です。

本財団の事業内容及び設立の経緯、募金の趣旨にご賛同をいただけます方々からのご寄附を心よりお待ち申し上げます。

事務局までご連絡いただけますと幸いです。

電話 06-6203-1819 ファックス 06-6223-0746